

## PAN メンバーズオンライン例会開催！

### 今月のメニュー

1. PAN メンバーズ  
商品コンテスト、例会
2. 税務コラム
3. オンラインサロン
4. 座談会ご案内



コロナ禍において、会活動が難しい中（大阪では、まん延防止等重点措置発令中）、それでも何か会員ベーカーリー同士の情報共有があればということで、PANメンバーズでは 3 月 4 日にパンコンテストを開催されました。テーマは「当店自慢のイチオシパン！」イチオシだけあって、食パン、クロワッサン、塩パン、メロンパンなど定番のパンが揃いましたが、それぞれ特徴のあるレシピで、その内容についての話題で盛り上がりました。会員の皆さんには写真付きレシピが配られるそうです。新商品開発や定番商品の見直しの役にたちそうですね。 河原 治



各店出品のイチオシパン！パッケージの工夫などもありました。（写真上）真剣な審査風景

第 121 回 PAN メンバーズ例会が開催されました。今回はコロナウイルスの感染拡大の影響を受け、オンラインでの開催でした。約 50 名の会員様に参加いただき、様々な意見交換が行われ大盛況のうちに無事閉幕致しました。今回の基調講演では栃木県でフランス料理店を経営し、地元の食材を大切にされている株式会社オトワ・クリエーション代表取締役 音羽 和紀様にご登壇頂きました。23 歳の若さにしてドイツへ単身渡航し、ドイツやフランスで修行をされています。その中で「一流の料理を提供することも大切だが、自分の地元を愛し、地元の良さを、料理を通して伝えていく」フランスのテロワールという考え方を知り、自身の生まれ故郷である栃木県宇都宮市でお店を構え、現在 40 年が経つお店へと成長されています。音羽様は何より今感じる感覚を大切にされています。「昔学んだことは大切だが、価値観は常に変化していく。その価値観を受け入れ、店づくりとして変革している」とおっしゃっていました。昔から続く伝統を大切にしつつ、変革をいとわない柔軟な考え方が長く愛されるお店を続けられるのだと感じました。続いては弊所所長の河原の進行の下、「人とつながるベーカーリー」というテーマについて実際の取り組み事例を 3 社の方にディスカッションして頂きました。地元企業や大学とのタイアップ、店舗内での演奏会や小学生を招いてのイベントなど、多くの事例が挙げられ、実際に試食が行われるなど、活発な議論が時間いっぱいに行われました。次回は 6 月にリアル開催を予定しています。新年度最初の例会が無事開催され、少しでも世間が明るくなっていることを願うばかりです。（岡添 克樹）



令和4年5月申告分より所得拡大促進税制の適用要件が変わります。令和3年4月1日から令和5年

3月31日に開始する事業年度からいわゆる賃上げ税制の適用要件が変更されます。以前は継続雇用者給与等支給額(簡単に言うと前期と当期の2年間雇用保険に加入している従業員への給与額)が前期と比較して一定の増加をしている事が要件になっていました。今回の税制改正によりこちらが廃止され、これにより既存の従業員だけでなく、新規雇用も含めて給与等の支払額が一定以上増加している場合に税額控除が受けられるようになります。改正後適用要件は、前期で経費計上した給与等と今期で経費計上した給与等の金額を比較して1.5%以上増加している場合に、前期から増加した金額の内15%の税額控除(確定法人・所得税額の内20%が上限)が受けられるものとなります。この計算の際に役員や家族等への給与額は含まれませんのでご注意ください。事務所でも確認はしていますが、新規雇用や賞与金額を含めて、こちらの適用についてご質問があればご相談ください。(尾崎 陽介)

### 中小企業向け所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制は、中小企業等(※1)が、前年度より給与等(※2)を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業は所得税)から税額控除できる制度です。  
令和3年度税制改正より、令和3年4月1日以降開始される事業年度(個人事業主については令和4年度)から制度が変更されます。

適用要件	税額控除
<b>《通常の場合》</b> 雇用者給与等支給額(※3)が前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額(※4)の15%を法人税額又は所得税額から控除
<b>《上乗せの場合》</b> 雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ① 新卒採用(※5)が前年度と比べて10%以上増加していること ② 前年度に完了した中で、中小企業等経営強化法が経費計上対象(※6)の認定を受けており、経費計上対象に基づき経費計上が行われたことに基づき認定されていること	控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額又は所得税額から控除 《控除対象額(※7)》 ① 給与(※8)の増加額 ② 賞与(※9)の増加額 ※7 ①②の合計額を、前年度と比べて2.5%以上増加していることに基づき算出

※を付した用語の定義は次のページに記載

《参考》令和3年度改正による主な変更点

**主な変更点**

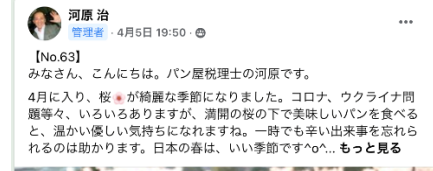
適用要件を、雇用者給与等支給額に一本化・簡素化

- ✓ 賃上げだけでなく、雇用増による所得拡大の取組も評価しやす
- ✓ 手続も簡便な申請制度を構築

旧制度	新制度
<b>《適用要件(通常の場合)》</b> 雇用者給与等支給額が前年度より増加かつ 継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	<b>《適用要件(通常の場合)》</b> 雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加
<b>《適用要件(上乗せ要件)》</b> 継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ① 新卒採用(※5)が前年度と比べて10%以上増加していること ② 前年度に完了した中で、中小企業等経営強化法が経費計上対象(※6)の認定を受けており、経費計上対象に基づき経費計上が行われたことに基づき認定されていること	<b>《適用要件(上乗せ要件)》</b> 雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ① 新卒採用(※5)

オンラインサロン

今回は河原事務所のオンラインサロン NEST を改めてご紹介させていただきます。オンラインサロンでは、当事務所による、パン屋さんの事例や耳寄りな情報を配信



させていただいております。「①月1回の動画」と「②週1回の投稿」を月額500円で配信しております。  
 ①月1回の動画は「**いそがしいパン屋さんが、隙間時間で経営についての情報を視聴できる**」ことを趣旨としています。この度、HPからも無料DLができるようにいたしました。こちらの動画は「オンラインサロン NEST」の配信動画の、ダイジェスト版になりますが、雰囲気はしっかり伝わるような内容に仕上がったかと思えます。よろしければ、是非一度ご視聴ください。

②週1回の投稿は「**パン屋さん業界におけるトピックスがパン屋税理士から投稿されるグループ**」に所属いただき、ご覧いただく形になっています。  
 ①もそうなのですが、どちらもスマホからすぐに確認できるような仕組みになっております。開業してから情報不足になっている方におすすめです。

2つのサービス通して、うちならではの、パン屋さん向けの情報を集約していく予定です。今後、パン屋さんの実際のインタビューなどもご紹介していきたいと考えています。加入者が増えれば増えるほど、そういったイベントも企画しやすくなると思いますので、ご興味ございましたら、是非ご検討くださいませ。(喜多 泰友)

座談会のご案内

4月のベーカリー座談会に続いて、次回の座談会も開催いたします。楽しみにしててください！2022年7月12日(火曜日)に開催予定の座談会のテーマは……

今年もやってきます暑い夏！高すぎる気温、突然の雨、毎年やってくる夏のお悩みを話し合いませんか。

『夏のお悩みを話し合おう！夏対策座談会』です！！他のシェフはどんな悩みを抱えているの

か、お店ではどんな取り組みをしているのか、参加者様の聞きたいことを出し合ってお話していきます。普段はなかなか聞けない他のお店のお話を聞けるのが座談会です。今回もZOOMでのオンライン参加と来所していただく現地参加のハイブリッドで行う予定です。参加費は無料です。「仕込みをしながらZOOMで参加したい」や「途中から参加したい」なども対応可能です！気になった方は是非お気軽にご連絡ください。皆様にお会いできることを楽しみにしています。(福西 麻由)

